

港湾労働政策研究所  
**港労研通信**

全国港湾労働組合連合会(全国港湾)

港湾労働政策研究所

〒144-0052 東京都大田区蒲田5-10-2日港福会館会館 1F

TEL03-3733-2561 FAX03-3733-2627

<http://zenkoku-kowan.jp/>

# 港湾労働政策研究所が発足



【港湾労働政策研究所発足総会の様子】

魅力ある港湾労働の実現とそれによる日本の港湾の発展のための対策を調査研究・提言する港湾労働政策研究所が12月7日に発足しました。研究所の組織や今後の活動については下記提案が設立総会で承認されました。

## 「港湾労働政策研究所」設立総会への提案

### 1. シンクタンクの創設について

(1) 第14回定期大会方針(「四、産別組織強化、共同の取り組み」から、全国港湾結成50年を産別組織的の質的・量的発展の中で迎えよう。50周年事業として、「港湾労働政策研究所(仮称)」を立ち上げることを確認。全国港湾の活動方針を支え、強化するための研究を行う。

(2) 全国港湾付属「港湾労働政策研究所」(仮称)の目的と事業について

①世界の港湾物流の進展、港湾労働者の合理化に対して、職域確保のたたかいに資する調査、研究を行う。  
②我が国の自動化・機械化が進む中、港湾労働の多様化、人手不足などに対応する政策提言、学習会、セミナー等の開催等を行う。

③港湾労働者の政治的、社会的、経済的、文化的地位の向上に向けた取り組みに資する調査、研究を行う。

④その他、港湾労働者の労働問題対策を含め、目的達成に必要な事業を行う。

(3) 創設総会について

①22年12月7日とする。  
②会場は日港福会館(蒲田)とする。

### 2. 運営について

(1) 役員体制について

・究所所长：真島中央執行委員長

同副所長：糸谷欽一郎顧問・柏木公廣顧問

事務局長：市川康太郎全国港湾書記

常任幹事：各単組役員(書記長)

幹 事：各単組推薦OB

主任研究員：津守貴之岡山大学教授

研究員：テーマにより研究者、行政、企業関係者に要請する

### (2) 財政について

- ① 団体加盟(各単組)会費について、(加盟人員一人当たり年間10円を原則とする。
- ② 協力会員は年会費6,000円(500円×12ヶ月)とする。
- ③ 全国港湾からの助成金

### 3. 活動方針について

①年2回の幹事会を開催する。(幹事会では研究テーマ、報告書作成等の確認を行う)

②会報の発行(年1～2回/研究の発表、活動報告等を載せる)

③研究会の開催(年1回とする)隔年で関東・関西で開催する。(研究会の開催と合わせ幹事会を開催する)

④必要に応じてシンポジウム等の開催。  
⑤港運関係に関する国内外の資料収集を行う。  
⑥その他必要な活動を行う。

### 4. 当面する具体的課題について

(1) 国の港湾政策に対する対応

- ①自動化・情報システム化と港湾労働
- ②海運市場の構造変化と日本の港湾物流
- ③港湾労使関係の正常化について
- ④事前協議制度の再構築
- ⑤パンデミック、国家間対立によるサプライチェーンの不安定化がお及ぼす日本港湾への影響

(2) 国際的な港湾物流の動き

- ①ITF関係
- ②国際物流関係

(3) 石綿基金設立に向けた取り組み

- ①建設アスベスト裁判で国とメーカー責任が明確になり、基金創設へ向けた取り組み。
- ②港運運送事業者、港湾労働者の被災者救済、支援への取り組み。
- (4) 港湾物流全般にわたる調査・研究等を行う。

## 港湾労働政策研究所設立に際して

12月7日開催した、港湾労働政策研究所発足に当たり、主任研究社の津守貴之岡山大学教授からのあいさつより。

過去約10年の間に徐々に深刻化している日本の港運秩序のゆらぎという状況を考えると、本日、港湾労働政策研究所が設立されることは時宜を得ていると言える。

港湾をめぐる環境は近年大きく変化している。港湾物流サービスを提供する側を見てみると、例えば港湾労働者不足は今後、さらに深刻になることはあっても緩和されることはほとんど期待できない。それは日本の生産年齢人口の減少という要因に加えて日本の賃金低迷と中国をはじめとする他の東アジア諸国の経済発展で外国人労働者が日本に来なくなり、若年日本人労働者の争奪が日本国内の産業・企業の間で激化するからである。

これへの対応としてデジタル化技術を駆使した自動化機器・施設の導入を国や日本港運協会はしばしば挙げている。しかし遠隔操作RTG等の大規模自動化機器・施設を導入できるコンテナ・ターミナルはごくわずかであり、多くの港湾・ターミナルは現場港湾労働者の技能・熟練に依存する状態が今後も続く。そのため働く場としての港湾、そしてそこでの労働である港湾労働を魅力的なものとし、多くの若年労働者が集まつくる状況を作り出さなければならない。

一方で港湾物流サービスの需要者である船社、荷主を見てみると、コロナをはじめとするパンデミックや天候不順の常態化、米中対立、さらにはウクライナ戦争といった国家間対立の顕在化・先鋭化によってグローバルなサプライ・チェインの最適化が行いえなくなりつつある。それは荷主にとっては最も安いところで作り、最も安い物流ルートで生産ネットワークを組み立て、そして消費地まで運ぶという、これまでの「安価戦略」が不可能な世界になっているということである。そのため荷主は安定的に生産できる生産と物流のネットワークを選択するという「安定化戦略」への転換しつつある。そして船社はこの荷主の戦略転換に寄り添いつつも独自に「安定的」な収益をあげる戦略を模索している。このような状況の中、日本の港湾は日本発着貨物の少なさという基本的な条件のもとで船社の航路再編とそれによる波動性の拡大と運賃上昇というしわ寄せを大きく受けている。その結果、日本の港運事業者は港湾物流サービスに対する正当な評価と料金収受ができていない。

港湾という場・港湾労働の魅力向上、荷主・船社に対する交渉力の強化とそれによる適正な料金収受は個別事業者では対応不可能である。これらは業界団体中央組織である日本港運協会が主導的に対応し、なんらかの成果をあげるべき案件である。しかしながら、現在の日本港運協会は機能不全に陥っており、これら深刻化する課題に対して効果的な対策どころか方針すら提示することができていない。このような状況が10年続いたことで日本

の港運秩序は揺らいでいると言える。業がその責任を取らないのであれば、労が自らの職場を守るために動かなければならない。

今回、港湾労働政策研究所を設立することで、その活動の中で上記の様々な直面する課題に関する情報を収集し分析することで、今後の日本の港湾をその現場力を担う港湾労働者本位の政策提言を積極的に展開していくことができる。産別港湾労働組合である全国港湾労働組合連合会だからこそ、日本全体の港湾を俯瞰するとともに、それぞれの現場の実態に合わせた政策提言ができる。

## 港湾労働政策研究所 会則

### 第1章 名称

1. 港湾労働政策研究所(Port Labor Policy Research Institute 略称：港労研)とする。

### 第2章 目的と事業

1. 世界の港湾物流の進展、港湾労働者の合理化に対して、職域確保のたたかいに資する調査、研究を行う。
2. 我が国の自動化・機械化が進む中、港湾労働の多様化、人手不足などに対応する政策提言、学習会、セミナーの開催等を行う。
3. 港湾労働者の政治的、社会的、経済的、文化的地位の向上に向けた取り組みに資する調査、研究を行う。
4. その他、港湾労働者の労働問題対策を含め、目的達成に必要な事業を行う。

### 第2章 組織

1. 港湾労働政策研究所(Port Labor Policy Research Institute)は、目的に賛同する港湾労働組合、団体と個人及び学者・研究者で構成し、相互に協力して目的の達成を目指す。
2. 全国港湾に加盟する労働組合、及び加盟組合が推薦する研究者・OB・個人は会員となる。目的に賛同する労働組合、団体、個人及び学者・研究者は、加盟組合の推薦、幹事会の承認を経て会員となる。

### 第3章 運営要綱

1. 研究所の運営は幹事会が当たる。
2. 研究所は全国港湾事務局内に設け、運営する。
3. 研究所は年1回総会を開催し、活動方針(研究テーマ、調査活動等を含む)、財政方針を決定する。また、総会は研究所を代表する所長、副所長(若干名)、事務局長、常任幹事、幹事、会計監査を選出する。
4. 総会は幹事会と研究者・個人会員で構成し、所長が招集する。
5. 総会、幹事会など機関会議の決定は、満場一致を原則とする。

2022年12月7日制定